

神戸大学大学文書史料室利用等要項案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>目次 第1章－第5章 [略] 第6章 雑則 (第31条－<u>第34条</u>) 附則</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(紛失等への対応)</p> <p><u>第32条 室は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 室は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 室は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p><u>第33条・第34条</u> [略]</p>	<p>目次 第1章－第5章 [同左] 第6章 雑則 (第31条－<u>第33条</u>) 附則</p> <p>第31条 [同左]</p> <p><u>[条を加える。]</u></p> <p><u>第32条・第33条</u> [同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>